

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文

目次

一	信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）	1
二	銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）	12
三	協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）	24
四	労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）	32

改 正 案		現 行	
<p>3 金庫は、前項第二号又は第三号に掲げる日とその事務所の休</p>	<p>（休日）</p> <p>第十二条 準用銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日は、次に掲げる日とする。</p> <p>一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日</p> <p>二 十二月三十一日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>三 土曜日</p> <p>2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、金庫の事務所の休日とすることができる。</p> <p>一 金庫の事務所の所在地における一般の休日に当たる日で当該事務所の休日として金融庁長官が告示した日</p> <p>二 金庫の事務所の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該事務所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該事務所につき金融庁長官が承認した日</p> <p>三 金庫がその事務所を設置する際に、当該事務所の休日として金融庁長官に届出をした日</p>	<p>3 金庫は、前項第二号又は第三号に掲げる日とその事務所の休</p>	<p>（休日）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 （略）</p>

日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示するとともに、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（準用銀行法第十六条第二項に規定する自動公衆送信をいう。第十三条の三第三項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（銀行法を準用する場合の読替え）

第十三条 法第八十九条第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「信用金庫法第四条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定銀行業務紛争解決機関」とあるのは「指定金庫業務紛争解決機関」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表 略）

2 法第八十九条第三項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法（第五十二条の四十を除く。）の規定中「営業所」とあるのは、「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。

（銀行法を準用する場合の読替え）

第十三条 （略）

2 法第八十九条第三項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法（第五十二条の四十を除く。）の規定中「営業所」とあるのは、「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

第五十二条の四十	第五十二条の二の九第一項第三号		第五十二条の二の九第一項	第六第二項	第五十二条の二の	の規定	読み替える銀行法の規定	表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
							読み替えられる字句	読み替えるものとする。
営業所又は事務所	譲受け（当該外国銀行支店のみに係るものを除く。）	譲受け	所属外国銀行（外国銀行代理銀行（外国銀行支店に限る。）が営む外国銀行代理業務に係る所属外国銀行（当該外国銀行支店に係る外国銀行に限る。）を除く。）	同項に	信用金庫法第五十四条の二第一項に規定する所属外国銀行	前項に	読み替えられる字句	

第五十二条の四十	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	読み替える銀行法の規定	表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
							読み替えられる字句	読み替えるものとする。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	読み替えられる字句	

第五十二條の四十 第二項	第五十二條の四十 第三	第五十二條の四十 第一項	第五十二條の四十 第一項	第五十二條の四十 第一項第一号	第五十二條の四十 第一項第二号	第五十二條の四十 第一項	第一項
商号若しくは名称又は氏名、許可番号、所属銀行の商号	第二条第十四項各号に掲げる行為（以下この章において「銀行代理行為」という。）	銀行代理行為	商号	名称又は商号	第二条第十四項各号に規定する信用金庫法第五十四条の二第二項に規定する外国銀行代理業務に係る	名称、所属外国銀行の名称又は商号、主たる営業所が所在する国	所
第五十二條の四十五の二	第五十二條の四十五の二	第五十二條の四十五の二	第五十二條の四十五の二	第五十二條の四十五の二	第五十二條の四十五の二	第五十二條の四十五の二	第四第三項

(略)	(新設)						
(略)							
(略)							

第五十二条の四十 五第三号	銀行代理行為 有する者（次号 において「密接 関係者」という 。）	外国銀行代理行為 有する者
------------------	-----------------------------------------------	------------------

3 法第八十九条第五項において銀行法の規定を準用する場合に
 おいては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲
 げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも
 のとする。

読み替える銀行法 の規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
第五十二条の三十 七第一項第四号	商号	名称
第五十二条の四十 第二項	の商号	の名称
第五十二条の四十 四第一項第一号	商号	名称
第五十二条の四十 四第二項	預金者等の	預金者又は定期積金 の積金者（以下この

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

3 法第八十九条第五項において銀行法の規定を準用する場合に
 おいては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲
 げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも
 のとする。

読み替える銀行法 の規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
第五十二条の三十 七第一項第四号、 第五十二条の四十 四第一項第一号	(略)	(略)
(新設)		
(新設)		
(略)	(略)	(略)

第五十二条の五十一第二項	定期積金等	電磁的記録	電磁的方法	第五十二条の五十九の見出し	所属銀行等	項において「預金者等」という。）の定期積金
				第五十二条の六十一第一項	営業所	
第五十二条の六十二第二項	定期積金等	電磁的記録	電磁的方法	第五十二条の六十一第二項	所属信用金庫等	項において「預金者等」という。）の定期積金
				第五十二条の六十二第二項	事務所	
第五十二条の六十三から第五十二条の五十六まで	定期積金等	電磁的記録（信用金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）	電磁的方法	預金者又は定期積金の積金者	事務所	項において「預金者等」という。）の定期積金

(略)						
(略)						
(略)						

<p>く。）及び同法第八十九條の二第一項</p>	<p>4 法第八十九條第五項において準用する銀行法第五十二條の六十の二第二項の規定により銀行法の規定を適用する場合には、同法の規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所屬銀行」とあるのは「所屬信用金庫」と、「銀行代理業」とあるのは「信用金庫代理業」と、「銀行代理業者」とあるのは「信用金庫代理業者」と、「第二條第十四項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五條の二第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用金庫代理行為」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「信用金庫代理業再受託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>					
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="319 548 430 779"> <p>読み替える銀行法の規定</p> </td> <td data-bbox="319 779 430 1070"> <p>読み替えられる字句</p> </td> <td data-bbox="430 548 1257 1070"> <p>読み替える字句</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="263 548 319 779"> <p>第二十四條第二項</p> </td> <td data-bbox="263 779 319 1070"> <p>次項、次條第二</p> </td> <td data-bbox="263 548 263 1070"> <p>次項並びに次條第二</p> </td> </tr> </table>	<p>読み替える銀行法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>第二十四條第二項</p>	<p>次項、次條第二</p>
<p>読み替える銀行法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>				
<p>第二十四條第二項</p>	<p>次項、次條第二</p>	<p>次項並びに次條第二</p>				

<p>く。）及び同法第八十九條の二第一項</p>	<p>4 法第八十九條第五項において準用する銀行法第五十二條の六十の二第二項の規定により法第八十九條第一項又は第五項において準用する銀行法（以下この項において「準用銀行法」という。）の規定を適用する場合には、準用銀行法の規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所屬銀行」とあるのは「所屬信用金庫」と、「銀行代理業」とあるのは「信用金庫代理業」と、「銀行代理業者」とあるのは「信用金庫代理業者」と、「第二條第十四項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五條の二第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用金庫代理業再受託者」とあるのは「信用金庫代理業再受託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる準用銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>					
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="319 1176 430 1668"> <p>読み替える準用銀行法の規定</p> </td> <td data-bbox="319 1668 430 1989"> <p>読み替えられる字句</p> </td> <td data-bbox="430 1176 1257 1989"> <p>読み替える字句</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="263 1176 319 1668"> <p>第二十四條第二項</p> </td> <td data-bbox="263 1668 319 1989"> <p>(略)</p> </td> <td data-bbox="263 1176 263 1989"> <p>次項、次條第二項及</p> </td> </tr> </table>	<p>読み替える準用銀行法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>第二十四條第二項</p>	<p>(略)</p>
<p>読み替える準用銀行法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>				
<p>第二十四條第二項</p>	<p>(略)</p>	<p>次項、次條第二項及</p>				

第五十二條の四十 第二項	第五十二條の四十 第二項	商号若しくは名 称又は氏名、許 可番号	の商号	商号	の商号	預金者等の 預金者又は定期積金 の積金者（以下この 項において「預金者 等」という。）の	定期積金等	第五十二條の四十 第二項	項及び第五項並 びに第四十七條 第二項
第五十二條の五十 第二項	電磁的記録	電磁的記録（信用金 庫法第二十三條第二	の名称	名称	の名称	預金者又は定期積金 の積金者（以下この 項において「預金者 等」という。）の	定期積金	信用金庫法第八十九 條の二第一項	項及び第五項

(略)									
(略)									
(略)	び第五項								

第五十二条の五十六第二項	前項第三号から第五号までのい ずれか	前項第四号又は第五号	電磁的方法 項に規定する電磁的記録をいう。)
第五十二条の五十九の見出し	所属銀行等	所属信用金庫等	
第五十二条の六十第一項	営業所	事務所	
第五十二条の六十第二項	預金者等	預金者及び定期積金の積金者	

5 法第八十九条第七項において銀行法の規定を準用する場合には、次の表のとおりとする。

(表 略)

6 法第八十九条第九項において銀行法の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも

5
5
7 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

のとする。

(表 略)

7 法第八十九条第十一項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表 略)

(特定信用金庫代理業者の休日)

第十三条の三 法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第十二条第一項各号に掲げる日とする。

2 前項に定める日のほか、特定信用金庫代理業者（法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。

一 特定信用金庫代理業者の特定信用金庫代理行為（法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定信用金庫代理行為を

(特定信用金庫代理業者の休日)

第十三条の三 (略)

2 (略)

行う営業所等の当該特定信用金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。）前項に定める日以外の日

二 前号に掲げる営業所等以外の特定信用金庫代理業者の営業所等 当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても信用金庫代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官が承認した日又は当該特定信用金庫代理業者が当該営業所等を設置する際に、当該営業所等の休日として金融庁長官に届出をした日

3 特定信用金庫代理業者は、前項第二号に定める日とその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

3 特定信用金庫代理業者は、前項第二号に定める日とその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示しなければならない。

改正案	現行
<p>（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）</p> <p>第四条の二の二 法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該銀行のために銀行代理業（法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。第三項第三号、第十二条の三及び第十六条の二の二において同じ。）を営む者を除く。）とする。</p> <p>一 当該銀行の親法人等（前条第二項に規定する親法人等をいう。以下この項、第十二条の二、第十二条の三第一項及び第十六条の二の二第一項において同じ。）</p> <p>二 当該銀行の親法人等の子法人等（当該銀行並びに前号並びに第三項第一号及び第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 当該銀行の親法人等の前条第三項に規定する関連法人等（第三項第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 当該銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（以下この号において「特定個人株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該銀行並びに前三号並びに第三項第一号及び第二号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）</p>	<p>（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）</p> <p>第四条の二の二 （略）</p>

イ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等（前条第三項に規定する関連法人等をいう。以下この条、第十二条の三及び第十六条の二の二において同じ。）を含む。）

ロ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。第十二条の三第二項第一号及び第十六条の八第一項第一号において同じ。）

二 信用金庫連合会

三 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）

第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

四 労働金庫連合会

五 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条

第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会

六 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第

八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会

七 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水

2 法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。第十二条の三第二項第一号及び第十六条の八第一号において同じ。）

二 〇十二 （略）

産加工業協同組合連合会

八 農林中央金庫

九 特例業務届出者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。第十二条の三第二項第二号において同じ。）

十 海外投資家等特例業務届出者（金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。第十二条の三第二項第三号において同じ。）

十一 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号及び第十二条の三第二項において同じ。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。同号及び第十二条の三第二項において同じ。）及び前各号に掲げる者を除く。）

十二 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者（銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前各号に掲げる者を除く。）

イ 銀行業

ロ 金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業

<p>2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、銀行の営業所</p> <p>三 土曜日</p>	<p>ハ 保険業法第二条第一項に規定する保険業</p> <p>3 法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を除く。）とする。</p> <p>一 当該銀行の子法人等</p> <p>二 当該銀行の関連法人等</p> <p>三 当該銀行のために銀行代理業を営む者（前二号に掲げる者を除く。）</p> <p>4 法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 第二項第九号から第十二号までに掲げる者</p> <p>二 第十六条の八第一項各号に掲げる者</p> <p>（休日）</p> <p>第五条 法第十五条第一項に規定する政令で定める日は、次に掲げる日とする。</p> <p>一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日</p> <p>二 十二月三十一日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>3 （略）</p> <p>4 法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第十六条の八各号に掲げる者</p> <p>（休日）</p> <p>第五条 （略）</p>

の休日とすることができる。

一 銀行の営業所の所在地における一般の休日に当たる日で当該営業所の休日として金融庁長官が告示した日

二 銀行の営業所の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所につき金融庁長官が承認した日

三 銀行がその営業所を設置する際に、当該営業所の休日として金融庁長官に届出をした日

3 銀行は、前項第二号又は第三号に掲げる日とその営業所の休日とするときは、その旨を当該営業所の店頭に掲示するとともに、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（法第十六条第二項に規定する自動公衆送信をいう。第十六条の七第三項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

第十二条の三 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該外国銀行支店のために銀行代理業を営む者を除く。）とする。

一 当該外国銀行支店に係る外国銀行の親法人等

3 銀行は、前項第二号又は第三号に掲げる日とその営業所の休日とするときは、その旨を当該営業所の店頭に掲示しなければならない。

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

第十二条の三 （略）

-
- 二 当該外国銀行支店に係る外国銀行の親法人等の子法人等（当該外国銀行支店に係る外国銀行並びに前号並びに第三項第一号及び第二号に掲げる者を除く。）
- 三 当該外国銀行支店に係る外国銀行の親法人等の関連法人等（第三項第二号に掲げる者を除く。）
- 四 当該外国銀行支店に係る外国銀行の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（以下この号及び第十六条の二の二第一項第四号において「特定個人株主等」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該外国銀行支店に係る外国銀行並びに前三号並びに第三項第一号及び第二号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）
- イ 当該特定個人株主等が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）
- ロ 当該特定個人株主等が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等
- 2 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。
- 一 長期信用銀行
-

2
(略)

-
- 二 特例業務届出者
 - 三 海外投資家等特例業務届出者
 - 四 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前三号に掲げる者を除く。）
 - 五 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者（銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前各号に掲げる者を除く。）
 - イ 銀行業
 - ロ 金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業
 - ハ 保険業法第二条第一項に規定する保険業
 - 3 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該外国銀行支店を所屬銀行とする銀行代理業者を除く。）とする。
 - 一 当該外国銀行支店に係る外国銀行の子法人等
 - 二 当該外国銀行支店に係る外国銀行の関連法人等
 - 三 当該外国銀行支店のために銀行代理業を営む者（前二号に掲げる者を除く。）
 - 4 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者と

-
- 3 (略)
 - 4 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者と
-

する。

- 一 第二項第二号から第五号までに掲げる者
- 二 第十六条の八第一項各号に掲げる者

(外国銀行代理銀行に関する読替え)

第十四条の八 法第五十二条の二の十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第五十二条の四十	第二項第二号から第五号までに掲げる者	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の四十 第一項	営業所又は事務所	所	営業所	営業所
第五十二条の四十 第二項	商号若しくは名称又は氏名、許可番号、所属銀行の商号	商号、認可番号又は第五十二条の二第三項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営む者である旨、所属外国銀行の名称又は商号、主たる営業所が所在する国	外国銀行代理業務に	

する。

- 一 (略)
- 二 第十六条の八各号に掲げる者

(外国銀行代理銀行に関する読替え)

第十四条の八 法第五十二条の二の十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(略)

三	第五十二条の四十四第一項	銀行代理行為	外国銀行代理行為
	各号に掲げる行為（以下この章において「銀行代理行為」という。）	係る行為（以下「外国銀行代理行為」という。）	
第五十二条の四十四第一項第一号	商号	名称又は商号	
	第二条第十四項各号に規定する	外国銀行代理業務に係る	
第五十二条の四十四第三項	前二項及び第五十二条の四十五の二	第五十二条の二の五及び前二項	
	銀行代理行為	外国銀行代理行為	
第五十二条の四十五第三号	有する者（次号において「密接関係者」という。）	有する者	

（特定銀行代理業者の休日）

（略）						
（略）						
（略）						

（特定銀行代理業者の休日）

第十六条の七 法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第五条第一項各号に掲げる日とする。

2 前項に定める日のほか、特定銀行代理業者（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。

一 特定銀行代理業者の特定銀行代理行為（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定銀行代理行為を行う営業所等の当該特定銀行代理行為を行う施設以外の施設を含む。） 前項に定める日以外の日

二 前号に掲げる営業所等以外の特定銀行代理業者の営業所等 当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても銀行代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官が承認した日又は当該特定銀行代理業者が当該営業所等を設置する際に、当該営業所等の休日として金融庁長官に届出をした日

3 特定銀行代理業者は、前項第二号に定める日をその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府

第十六条の七 (略)

2 (略)

3 特定銀行代理業者は、前項第二号に定める日をその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示しなければならぬ。

令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しななければならない。

(銀行代理業の許可を要しない銀行等の範囲等)

第十六条の八 法第五十二条の六十の二第一項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

- 一 長期信用銀行
- 二 信用金庫及び信用金庫連合会
- 三 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- 四 労働金庫及び労働金庫連合会
- 五 農業協同組合（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同号の事業を行うものに限る。）
- 六 漁業協同組合（水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。）

七 農林中央金庫

(銀行代理業の許可を要しない銀行等の範囲)

第十六条の八 (略)

2|

法第五十二条の六十の二第二項の規定による技術的読替えは

次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の四十二項	商号若しくは名称又は氏名、許可番号	商号又は名称

(新設)

改 正 案		現 行	
<p>3 信用協同組合等は、前項第二号又は第三号に掲げる日をその</p>	<p>（休日）</p> <p>第四条 準用銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日は、次に掲げる日とする。</p> <p>一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日</p> <p>二 十二月三十一日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>三 土曜日</p> <p>2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、信用協同組合等の事務所の休日とすることができる。</p> <p>一 信用協同組合等の事務所の所在地における一般の休日に当たたる日で当該事務所の休日として金融庁長官が告示した日</p> <p>二 信用協同組合等の事務所の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該事務所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認した日</p> <p>三 信用協同組合等がその事務所を設置する際に、当該事務所の休日として金融庁長官に届出をした日</p>	<p>3 信用協同組合等は、前項第二号又は第三号に掲げる日をその</p>	<p>（休日）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 （略）</p>

事務所の休日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（準用銀行法第十六条第二項に規定する自動公衆送信をいう。第五条の六第三項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（信用協同組合代理業者等についての銀行法の読替え）

第五条の五 法第六条の四の二第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の三十七第一項第四号	商号	名称
第五十二条の四十二項	の商号	の名称
第五十二条の四十二項	商号	名称

事務所の休日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。

（信用協同組合代理業者等についての銀行法の読替え）

第五条の五 法第六条の四の二第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の三十七第一項第四号及び第五十二条の四十四第一項第一号	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

第五十二條の六十 第一項	第五十二條の六十 九の見出し	第五十二條の五十		第五十二條の五十 一第二項	定期積金等	預金者等の 預金者等の	四第一項第一号
預金者等	営業所	所属銀行等	電磁的方法	電磁的記録	定期積金等	預金者又は定期積金 の積金者（以下この 項において「預金者 等」という。）の	
預金者又は定期積金	事務所	所属信用協同組合等	電磁的方法（同法第 五条の七第十一項第 四号に規定する電磁 的方法をいう。）	電磁的記録（協同組 合による金融事業に 関する法律第五条の 七第二項に規定する 電磁的記録をいう。）	定期積金	預金者又は定期積金 の積金者（以下この 項において「預金者 等」という。）の	

(略)							
(略)							
(略)							

第二項	第五十二条の六十の二第二項	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで(第五十二条の四十五の二を除く。)及び同法第六條の五の十一第一項
-----	---------------	------------------------	--------------------------------------------------------

2

法第六條の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により銀行法の規定を適用する場合には、同法の規定中「銀行」とあるのは「信用協同組合等」と、「所属銀行」とあるのは「所属信用協同組合」と、「銀行代理業者」とあるのは「信用協同組合代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「信用協同組合代理業」と、「第二條第十四項各号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用協同組合代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用協同組合代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用協同組合代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用協同組合代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「信用協同組合代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げ

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2

法第六條の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、同法の規定中「銀行」とあるのは「信用協同組合等」と、「所属銀行」とあるのは「所属信用協同組合」と、「銀行代理業者」とあるのは「信用協同組合代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「信用協同組合代理業」と、「第二條第十四項各号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用協同組合代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用協同組合代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用協同組合代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用協同組合代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「信用協同組合代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げ

		第五十二条の四十 四第一項		第五十二条の四十 四第二項		読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句とする。		
預金者等の		第二十条第十四項 第一号		協同組合による金融 事業に関する法律第 六条の三第二項第一 号								次項、次条第二 項及び第五項並 びに第四十七條 第二項	
預金者等の		預金者又は定期積金 の積金者（以下この 項において「預金者 等」という。）の		預金者又は定期積金 の積金者（以下この 項において「預金者 等」という。）の		商号若しくは名 称又は氏名、許 可番号		商号又は名称		の商号		の名称	

		(略)		(略)		読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句とする。		
		(略)		(略)								第二十四条第二項 (略)	
		(略)		(略)		(新設)		(略)		(略)		(略)	

第五十二條の五十一第二項	定期積金等	電磁的記録	電磁的方法	第五十二條の五十一第二項	電磁的方法（同法第五條の七第十一項第四号に規定する電磁的方法をいう。）	電磁的記録（協同組合による金融事業に関する法律第五條の七第二項に規定する電磁的記録をいう。）	定期積金
第五十二條の五十九の見出し	所属銀行等	所属信用協同組合等	電磁的方法	第五十二條の五十九の見出し	電磁的方法（同法第五條の七第十一項第四号に規定する電磁的方法をいう。）	電磁的記録（協同組合による金融事業に関する法律第五條の七第二項に規定する電磁的記録をいう。）	定期積金
第五十二條の六十第一項	営業所	事務所	電磁的方法	第五十二條の六十第一項	電磁的方法（同法第五條の七第十一項第四号に規定する電磁的方法をいう。）	電磁的記録（協同組合による金融事業に関する法律第五條の七第二項に規定する電磁的記録をいう。）	定期積金
第五十二條の六十第二項	預金者等	預金者又は定期積金の積金者	電磁的方法	第五十二條の六十第二項	電磁的方法（同法第五條の七第十一項第四号に規定する電磁的方法をいう。）	電磁的記録（協同組合による金融事業に関する法律第五條の七第二項に規定する電磁的記録をいう。）	定期積金

(略)							
(略)							
(略)							

(特定信用協同組合代理業者の休日)

第五条の六 法第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第四条第一項各号に掲げる日とする。

2 前項に定める日のほか、特定信用協同組合代理業者（法第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。

一 特定信用協同組合代理業者の特定信用協同組合代理行為（法第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定信用協同組合代理行為を行う営業所等の当該特定信用協同組合代理行為を行う施設以外の施設を含む。） 前項に定める日以外の日

二 前号に掲げる営業所等以外の特定信用協同組合代理業者の営業所等 当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても信用協同組合代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官が承認した日又は当該特定信用協同

(特定信用協同組合代理業者の休日)

第五条の六 (略)

2 (略)

組合代理業者が当該営業所等を設置する際に、当該営業所等の休日として金融庁長官に届出をした日

3

特定信用協同組合代理業者は、前項第二号に定める日とその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

3

特定信用協同組合代理業者は、前項第二号に定める日とその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示しなければならない。

四 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）

改正案	現行
<p>(休日)</p> <p>第六条 準用銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日は、次に掲げる日とする。</p> <p>一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日</p> <p>二 十二月三十一日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>三 土曜日</p> <p>2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、金庫の事務所の休日とすることができる。</p> <p>一 金庫の事務所の所在地における一般の休日に当たる日で当該事務所の休日として金融庁長官及び厚生労働大臣が告示した日</p> <p>二 金庫の事務所の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該事務所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該事務所につき金融庁長官及び厚生労働大臣が承認した日</p> <p>3 金庫は、前項第二号に掲げる日とその事務所の休日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示するとともに、内閣府</p>	<p>(休日)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 金庫は、前項第二号に掲げる日とその事務所の休日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。</p>

令・厚生労働省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（準用銀行法第十六条第二項に規定する自動公衆送信をいう。第七条の二第三項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（銀行法を準用する場合の読替え）

第七条 法第九十四条第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定銀行業務紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表 略）

2 法第九十四条第三項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（銀行法を準用する場合の読替え）

第七条 （略）

2 法第九十四条第三項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	第五十二条の三七第一項第四号	第五十二条の四十二項	第五十二条の四十四第一項第一号	第五十二条の四十四第二項	定期積金等	電磁的記録	電磁的方法	読み替えられる銀行法の規定	読み替えられる字句
								読み替えられる字句	読み替えられる字句
読み替える銀行法の規定	第五十二条の三七第一項第四号	第五十二条の四十二項	第五十二条の四十四第一項第一号	第五十二条の四十四第二項	定期積金	電磁的記録（労働金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）	電磁的方法（同法第十三条第四項に規定	読み替えられる銀行法の規定	読み替えられる字句
								読み替えられる字句	読み替えられる字句

読み替える銀行法の規定	第五十二条の三七第一項第四号及び第五十二条の四十四第一項第一号	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句
								読み替えられる字句	読み替えられる字句
読み替える銀行法の規定	第五十二条の三七第一項第四号及び第五十二条の四十四第一項第一号	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句
								読み替えられる字句	読み替えられる字句

第五十二条の五十九の見出し	所属銀行等	する電磁的方法をいう。
第五十二条の六十第一項	営業所	所属労働金庫等
第五十二条の六十第二項	預金者等	預金者又は定期積金の積金者
第五十二条の六十の二第二項	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで（第五十二条の四十五の二を除く。）及び同法第九十四条の二

3 法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により銀行法の規定を適用する場合には「銀行」とあるのは「銀行」とあるのは「労働金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属労働金庫」と、「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは「

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

3 法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により法第九十四条第一項又は第三項において準用する銀行法（以下この項において「準用銀行法」という。）の規定を適用する場合には、「準用銀行法の規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属労働金庫」と、「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令

労働金庫代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十二条の四十二項	の商号 可番号	の名称	読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
			第二十四条第二項	次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七条第二項	次項並びに次条第二項及び第五項
商号若しくは名称又は氏名、許	商号又は名称				

「と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは「労働金庫代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる準用銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(新設)	読み替える準用銀行法の規定	字句	第二十四条第二項	(略)	読み替える字句
				次項、次条第二項及び第五項	

第五十二條の四十 四第一項第一号	第五十二條の四十 四第二項	第五十二條の四十 四第三項	第五十二條の五十 一第二項	電磁的記録	電磁的方法	商号	名称
						第二条第十四項 第一号	労働金庫法第八十九 条の三第二項第一号
第五十二條の五十 六第二項	前項第三号から 第五号までのい 号	定期積金等	第五十二條の四 十五の二	電磁的記録 (労働金 庫法第二十三條第二 項に規定する電磁的 記録をいう。)	電磁的方法 (同法第 十三條第四項に規定 する電磁的方法をい う。)	定期積金	預金者又は定期積金 の積金者(以下この 項において「預金者 等」という。)の
						労働金庫法第九十四 条の二	預金者又は定期積金 の積金者(以下この 項において「預金者 等」という。)の

(略)							
(略)							
(略)							

第五十二条の五十九の見出し	所属銀行等	所属労働金庫等	ずれか
第五十二条の六十第一項	営業所	事務所	
第五十二条の六十第二項	預金者等	預金者又は定期積金の積金者	

4 法第九十四条第五項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表 略)

5 法第九十四条第七項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表 略)

(特定労働金庫代理業者の休日)

第七条の二 法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第六条第一

(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

4・5 (略)

(特定労働金庫代理業者の休日)

第七条の二 (略)

項各号に掲げる日とする。

2 前項に定める日のほか、特定労働金庫代理業者（法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。

一 特定労働金庫代理業者の特定労働金庫代理行為（法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定労働金庫代理行為を行う営業所等の当該特定労働金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。） 前項に定める日以外の日

二 前号に掲げる営業所等以外の特定労働金庫代理業者の営業所等 当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても労働金庫代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官及び厚生労働大臣が承認した日

3 特定労働金庫代理業者は、前項第二号に定める日とその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令・厚生労働省令で定める場合を除き、内閣府令・厚生労働

2 (略)

3 特定労働金庫代理業者は、前項第二号に定める日とその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示しなければならない。

働省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自
動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。